

富山市合宿誘致事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成17年規則第36号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、富山市合宿誘致事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校及び専修学校
- (2) 引率者 監督、コーチ等
- (3) 団体 次に掲げる要件のいずれかに該当するもの
 - ア 一つの学校等の複数の児童、生徒又は学生及び引率者で構成する部、クラブ、サークル、ゼミナール等
 - イ 学校等の児童、生徒又は学生が所属する同一の目的を持った会員で構成される組織で地域の協会やクラブチーム及びそれに類するもの
- (4) 宿泊施設 ホテル、旅館、民宿その他宿泊料金の支払を要する施設（合宿所、スポーツ施設に付随する宿所、バンガロー、ログハウス、キャンプ場、その他これに類する施設を除く。）
- (5) 合宿 県外の団体が市内の宿泊施設に宿泊して行う、スポーツ活動や文化活動等の練習、学校等の授業

(補助金の交付)

第3条 市長は、合宿を誘致促進するため、合宿を行う団体に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(交付の要件)

第4条 補助金の交付の対象となる合宿は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 合宿がおもに市内の施設において開催されること。
- (2) 合宿が連続した日程で行われること。
- (3) 合宿に参加する学校等の児童、生徒又は学生及び引率者で富山市内に宿泊する者の延べ人数（以下「延べ宿泊人数」という。）が50人以上であること。
- (4) 合宿に参加する者に富山市スポーツ大会等開催事業補助金を受ける大会に参加している者が含まれないこと。
- (5) 合宿に参加する者に富山市体験学習施設等利用助成事業補助金を受ける修学旅行等に参加している者が含まれないこと。
- (6) 政治的活動、宗教的活動若しくは営利を目的とするものでないこと。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条第3号に規定する延べ宿泊人数に1,000円(小学校及び中学校(中等教育学校の前期課程を含む)の児童又は生徒については700円)を乗じて得た額とし、1回につき200万円を限度とする。

(複数年度にわたる合宿)

第6条 第4条に規定する合宿が複数年度にわたり開催されるとき、それぞれの年度において、当該期間分を申請するものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとするものは、あらかじめ富山市合宿誘致事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。

- (1) 合宿計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 合宿参加者名簿(様式第4号)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第8条 補助金の交付決定通知は、富山市合宿誘致事業補助金交付決定通知書(様式第5号)により行うものとする。

(事業計画の変更等の承認)

第9条 補助金の事業計画変更等の承認を受けようとする者は、富山市合宿誘致事業計画変更(交付・承認)申請書(様式第6号)により申請しなければならない。

(実績報告書の添付書類)

第10条 補助金の交付の決定を受けた団体は、合宿が終了したときは、10日以内に富山市合宿誘致事業補助金実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 合宿実績書(様式第8号)
- (2) 収支決算書(様式第9号)
- (3) 宿泊証明書(様式第10号)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(変更等の承認申請と実績報告の特例)

第11条 第9条に規定する者で、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものについては、規則第19条の規定により、規則第11条第1項に規定する変更の承認または交付の申請と、規則第12条に規定する実績報告を併合し、富山市合宿誘致事業補助金変更(交付・承認)申請書兼事業実績報告書(様式第11号)により報告するものとする。

- (1) 当初の事業計画の内容から変更が認められないもの(軽微なものは除く)
- (2) 変更申請額が交付決定額未満であり、かつ差額が交付決定額の20%未満であるもの。

(額の確定通知)

第12条 規則第13条に規定する通知は、富山市合宿誘致事業補助金額確定通知書(様式第12号)により行うものとする。

2 第11条の規定により併合した規則第11条第2項及び規則第13条の通知は、富山市合宿誘致事業補助金変更交付決定通知書兼補助金額確定通知書(様式第13号)により行うものとする。

(細則)

第13条 この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年5月14日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。